

第9回 町議会 臨時会

令和2年第9回町議会臨時会が11月27日に開かれました。行政報告ならびに審議された議案は次のとおりです。

【行政報告】（一部抜粋および編集）

令和2年度美郷町成人式について

第6回臨時会において、開催を令和3年1月に延期する旨、報告したところですが、現在、全国的に新型コロナウイルスの感染者が増加傾向にあり、取り巻く環境が再び変化していることを踏まえ、11月20日に「第5回美郷町成人式実行委員会」を開催し、出席者の安全と感染拡大防止を最優先に考え、開催を令和3年8月に延期することとしました。関係する皆さまには、ご理解とご協力をお願いします。

報告・可決された案件

- 専決処分事項の報告について
- 美郷町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部改正について
- 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 令和2年度美郷町一般会計補正予算第9号
- 令和2年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第4号
- 令和2年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第2号
- 令和2年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号
- 令和2年度美郷町水道事業会計補正予算第3号

令和3年度固定資産税の軽減について （事業用家屋および償却資産）

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小事業者等を支援するため、事業用家屋と償却資産に対する固定資産税を令和3年度課税の1年分に限り負担軽減します。

軽減対象

中小事業者等が所有する事業用家屋および設備等の償却資産（土地や住宅用家屋は対象となりません）

対象者

令和2年2月から同年10月までの間で連続する3カ月間の事業収入が、前年同期と比べて30%以上減少した中小事業者等

■ 中小事業者等とは

- ① 資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人
- ② 資本または出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人（大企業の子会社等は対象外）
- ③ 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

軽減額

| 事業収入の減少率 | 軽減額 |
|------------|-----|
| 50%以上 | 全額 |
| 30%以上50%未満 | 半額 |

申告方法

認定経営革新等支援機関等（国の認定を受けている税理士、金融機関、商工会等）から要件を満たしていることの確認を受け、期限までに必要書類とともに申告してください。

申告期間

1月4日（月）～2月1日（月）
※ 償却資産の申告書と同時に提出していただきます。

必要書類

- ① 申告書（事業収入割合、特例対象資産一覧、中小事業者等であることなどについての誓約など）
※ 認定経営革新等支援機関確認の押印が必要です。
※ 申告書は町ホームページからダウンロードできるほか、町税務課に備え付けています。
- ② 収入減を証明する書類（会計帳簿や青色申告決算書の写しなど）
- ③ 特例対象資産家屋の事業割合を示す書類（青色申告決算書の写しなど）

②と③は認定経営革新等支援機関に提出した資料と同じものになります（写しでも可）。

2月4日(木)から 3月15日(月)まで 所得税と町県民税の 申告相談が 始まります

令和2年分所得税の確定申告および令和3年度町県民税の申告相談が次の日程で始まります。

令和3年1月1日現在で美郷町に住所登録をしている方の、令和2年1月1日から同年12月31日までの所得が対象となります。

期 間 ● 2月4日(木)～3月15日(月)

日 程 ● 10ページの日程表をご覧ください。

時 間 ● 午前の部：午前8時45分～正午(受付は午前11時まで)

午後部：午後1時～午後4時(受付終了時刻)

※3月15日(月)は午前の部で終了します。

会 場

【千畑地区】美郷町役場 3階 大会議室(エレベーターをご利用ください)

【六郷地区】美郷町中央ふれあい館 1階 ホール

【仙南地区】美郷町南ふれあい館 1階 和室

所得税の確定申告について

申告が必要な方

- ・ 農業や営業などの事業を営んでいる方
- ・ 地代や家賃収入などの不動産収入がある方
- ・ 給与を2事業所以上からもらっていて、年末調整をしていない方
- ・ 年末調整をした給与以外の所得が、20万円を超える方
- ・ 勤務先で源泉徴収されていない方
- ・ 土地や建物を売った方 など

町県民税の申告について

申告が必要な方

所得税の確定申告を済ませた方(町県民税の申告をしたとみなされます)以外で下記に当てはまる方

- ・ 年末調整をした給与所得のほかに20万円以内の所得がある方
- ・ 公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方
- ・ **収入が遺族年金や障害年金、失業給付金などの非課税所得のみの方**

※未申告の場合は国民健康保険税等に影響します。

申告が必要かどうかの簡易判定フローチャートを8ページに掲載していますので、ご参照ください。

申告時に必要なもの

- ①マイナンバーカード(個人番号カード)
または通知カードと身分証明書(運転免許証など)
 - ②「利用者識別番号」の通知
または税務署からの「確定申告のお知らせ」のはがき
 - ③印鑑(認め印で可)
- 【給与や公的年金等の収入がある方】
- ④源泉徴収票の原本
- 【営業・農業・不動産等の事業所得がある方】
- ⑤収支内訳書または帳簿など
 - ⑥農産物の出荷証明書など
 - ⑦必要経費として計上するものの支払証明書や領収書など

※事業所得がある方は、収入金額や必要経費を事前に収支内訳書やノートなどへ整理・集計したうえでご来場ください。

【一時所得・雑所得(個人年金、報酬)等がある方】

- ⑧支払明細書や支払調書など

【各種控除を申告される方】

- ⑨社会保険料控除・生命保険料控除・地震保険料控除
→保険料を支払った証明書や領収書
- ⑩寄附金控除→支払った領収書や証明書
- ⑪障害者控除→障害者手帳など
- ⑫医療費控除→人ごと、医療機関ごとに集計した明細書

【所得税の還付申告をする方】

- ⑬通帳やキャッシュカードなど申告者の口座情報を確認できるもの(本人名義の口座に限る)

※家族の分も申告される場合は、対象者の口座情報が確認できるものもお持ちください。